

石川将誠議員に対する議員辞職勧告決議

相模原市議会は、石川将誠議員による議会局職員へのパワーハラスメント事案について、副議長から訓令を発出し、市長の事務部局に事実確認の協力を求め、また、石川将誠議員にヒアリングを行った。

客観的事実や物的証拠などから、「議長室出入禁止」及び「LINEによる暴言的なメッセージ」はパワーハラスメント3要件の全てを満たしており、パワーハラスメントが行われていたことは事実と判断せざるを得ないとの結論に至る一方で、石川将誠議員はパワーハラスメントの自覚がないことを確認した。

私たち議員は、相模原市議会基本条例第5条第1項第1号において、その責務を「市民の代表であり、かつ、公職であることを自覚し、議員としての品位を保ち、市民全体の利益を念頭に置くこと。」とされ、同条例第6条には、政治倫理として「議員は、市民の負託により、市政に携わる権能及び職責を有することを深く認識し、政治倫理を常に保持するものとします。」とうたわれている。

今般の石川将誠議員のパワーハラスメント事案については、この相模原市議会基本条例に反することは明白であり、議会運営に支障を来すとともに、議会に対する市民の信頼を著しく損ねたことは誠に遺憾である。よって、石川将誠議員の辞職を勧告する。

以上、決議する。

令和3年3月12日

相 模 原 市 議 会